

平成 31 年定例会  
予算決算常任委員会  
環境生活農林水産分科会  
説明資料

◎ 議案補充説明

1	議案第 3 号 平成 31 年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）	1
2	議案第 45 号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案について	7
3	議案第 47 号 三重県人権センター条例の一部を改正する条例案について	7
4	議案第 48 号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案について	7
5	議案第 66 号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案について	7
6	議案第 79 号 平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）（環境生活部関係）	28

◎ 所管事項説明

1	「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告（環境生活部関係）	31
---	---	----

別冊 平成 31 年度 当初予算関連資料

平成 31 年 3 月 7 日

環境生活部



## (議案補充説明)

## 1 議案第3号 平成31年度三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

施策番号	施策名	H30年度 当初予算額 A	H31年度 当初予算額 B	差引増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	59,247	56,206	▲ 3,041	▲ 5.1
143	消費生活の安全の確保	96,268	96,166	▲ 102	▲ 0.1
151	地球温暖化対策の推進	569,039	603,549	34,510	6.1
152	廃棄物総合対策の推進	2,140,556	1,379,792	▲ 760,764	▲ 35.5
154	大気・水環境の保全	【 547,610 】 478,868	472,884	【 ▲ 74,726 】 ▲ 5,984	【 ▲ 13.6 】 ▲ 1.2
211	人権が尊重される社会づくり	402,029	400,776	▲ 1,253	▲ 0.3
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	42,518	26,048	▲ 16,470	▲ 38.7
213	多文化共生社会づくり	69,759	69,057	▲ 702	▲ 1.0
228	文化と生涯学習の振興	1,899,234	1,879,907	▲ 19,327	▲ 1.0
255	協創のネットワークづくり	62,920	62,559	▲ 361	▲ 0.6
当部主担当施策 計		【 5,889,180 】 5,820,438	5,046,944	【 ▲ 842,236 】 ▲ 773,494	【 ▲ 14.3 】 ▲ 13.3
(111)	災害から地域を守る人づくり	7,740	7,994	254	3.3
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	3,125	6,012	2,887	92.4
(141)	犯罪に強いまちづくり	1,071	11,845	10,774	1006.0
(144)	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	574	370	▲ 204	▲ 35.5
(226)	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,034,032	3,030,694	▲ 2,003,338	▲ 39.8
(233)	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,927,092	1,877,810	▲ 49,282	▲ 2.6
(331)	国際展開の推進	82,950	83,088	138	0.2
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,033,478	1,556,631	523,153	50.6
他部主担当施策 計		8,090,062	6,574,444	▲ 1,515,618	▲ 18.7
人 件 費 等		2,585,803	2,553,451	▲ 32,352	▲ 1.3
環境生活部 合計		【 16,565,045 】 16,496,303	14,174,839	【 ▲ 2,390,206 】 ▲ 2,321,464	【 ▲ 14.4 】 ▲ 14.1

注① 施策番号の( )は、他部が主担当の施策です。 注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

注③ 平成30年度当初予算額の上段【 】は、平成29年度2月補正(国補正予算分)含みベースです。

## 別表

### 平成 31 年度当初予算 債務負担行為（環境生活部関係）

#### 【通常分】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
総合博物館「第 27 回企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	2,037
総合博物館「第 27 回企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	2,577
博物館情報システム更新及び運用保守業務に係る契約	平成 32 年度～平成 36 年度	60,415
宇田荻邨展（仮称）開催に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	10,054
文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理に係る協定	平成 31 年度～平成 36 年度	5,821,198
大気汚染自動測定機器保守管理業務委託に係る契約	平成 31 年度～平成 34 年度	202,746
環境危機対応分析機器賃貸借に係る契約	平成 32 年度～平成 38 年度	40,846
産業廃棄物監視・指導支援システム運用保守業務委託に係る契約	平成 32 年度～平成 36 年度	21,980

#### 【消費税増税分】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
三重県立図書館総合システム開発・運用保守業務に関する委託契約	平成 32 年度	213
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	平成 32 年度	742

## 指定管理者制度活用の方針

### 1 指定管理者制度を活用（更新）する施設

次の4施設について、債務負担行為を設定のうえ2020（平成32）年4月1日から指定管理者制度を活用するにあたり、指定に必要な手続きを行います。

- 三重県総合文化センター（図書館を除く。以下「総合文化センター」という。）
- 三重県立図書館（以下「図書館」という。）
- 三重県立美術館（以下「美術館」という。）
- 三重県総合博物館（以下「総合博物館」という。）

### 2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

#### （1）指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、総合博物館の開館を契機に、総合文化センター周辺の各県立文化施設が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんのが心の豊かさと安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを目的として施策を展開しています。

文化交流ゾーンを構成している県営施設である総合文化センターに導入してきた指定管理者制度および図書館・美術館・総合博物館に導入してきた一部指定管理者制度について、今回の更新にあたり、文化交流ゾーンをより一体的に管理し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することで、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県の施策の実現をめざします。

#### （2）指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務を遂行するにあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を定め、また、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めます。

項目	総合文化センター	図書館	美術館	総合博物館
事業の実施に関する業務	○			
施設および設備の維持管理に関する業務	○	○	○	○
広報等に関する業務	○	○ (一部のみ)	○ (一部のみ)	○ (一部のみ)
施設の利用許可等に関する業務	○		○ (一部のみ)	
利用料金の収受等に関する業務	○		○ (一部のみ)	

なお、各施設における基本的事項は、別紙「各施設個別の基本的事項」のとおりです。

### (3) 利用料金制採用の考え方

指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営をめざして、施設の利用状況を勘案し、総合文化センターおよび美術館の施設利用にあたっては、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

なお、図書館においては、該当施設がないため、また、総合博物館および美術館の一部の施設においては、主催事業で使用する頻度が高いため、利用料金制は採用しません。

### (4) 指定の期間（予定）

本県における指定管理者の指定の手続き等に関する必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条イの規定に基づき、2020（平成32）年4月1日から2025（平成37）年3月31日までの5年間を予定しています。

## 3 指定管理者の募集および選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

文化交流ゾーンを構成している総合文化センター、図書館、美術館および総合博物館が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かしてお互いの連携を強化し、一体的な管理・運営を図ることにより、一層効果的な施設運営や広報を行うとともに、施設利用の利便性の向上を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、税理士（又は公認会計士）、経営に関する有識者、文化に関する有識者、県民代表者（公募により選定）など、計7名程度の委員で構成することを予定しています。

### (3) 審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

#### 〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - ⑤指定を受けようとする者が、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。
- なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

2019（平成31）年 7月～	選定委員会の開催（審査基準・配点表等を決定 募集を開始（9月上旬まで）
9月	9月定例月会議（環境生活農林水産常任委員会）へ 指定管理候補者の選定状況を報告
10月	選定委員会による審査
11月	指定管理候補者の決定 11月定例月会議へ指定管理者指定議案を提出
2020（平成32）年 1月	指定管理者の指定
2月	指定管理者と協定を締結
4月	指定管理者による施設管理を開始

## 各施設個別の基本的事項

事項	総合文化センター（図書館を除く）	図書館	美術館	総合博物館																																			
施設の設置目的 (役割)	総合文化センターは、県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の促進に寄与することを目的に設置した複合施設です。	図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、県民に図書等の貸出や地域に関する情報の提供、調査研究や学習の支援等に寄与することを目的として設置した施設です。	美術館は、三重にゆかりの深い作品をはじめとする美術作品等の鑑賞と学習の機会を県民に広く提供し、県民がその鑑賞や創造をとおして、心の豊かさを醸成し、うるおいのある生活の充実など県民の文化向上を図ることを目的として設置した施設です。	総合博物館は、三重の自然ならびに歴史および文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくりおよび個性豊かで活力ある地域づくりに貢献することを目的として設置した施設です。																																			
施設運営の基本的な方向性（運営方針）	県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の拠点としての機能を十分發揮するよう効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	図書資料や情報の提供等の利用者および県民に対する図書館サービスの提供や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点等として、その機能を十分發揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行なうこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	三重県における美術分野のセンターとしての役割を果たすと同時に、情報発信や地域文化育成の拠点としての機能を十分發揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行なうこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。	「ともに考え、活動し、成長する博物館」を基本理念とし、県民・利用者の皆さんとともに三重の自然と歴史、文化を探求し、守り伝え、生かしていくための博物館活動を開催していく拠点としての機能を十分發揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行なうこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点等を生かして、互いの連携を強化することとします。																																			
利用料金制採用の考え方	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を採用します。	利用できる施設がありません。	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を一部の施設に採用します。	施設を直営で使用しているため、採用しません。																																			
施設の概要	<p>施設の名称 三重県総合文化センター        所在地 津市一身田上津部田1234番地        構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</p> <p>敷地面積 62,224.9m<sup>2</sup>        構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造        延床面積 46,305.8m<sup>2</sup></p>	<p>施設の名称 三重県立図書館        所在地 津市一身田上津部田1234番地        構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</p> <p>敷地面積 62,224.9m<sup>2</sup>        構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造        延床面積 46,305.8m<sup>2</sup>        (図書館部分面積：5,332.0m<sup>2</sup>)</p>	<p>施設の名称 三重県立美術館        所在地 津市大谷町11番地        構造規模等 敷地面積 24,403.80m<sup>2</sup>        構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造        延床面積 10,665.88m<sup>2</sup></p>	<p>施設の名称 三重県総合博物館        所在地 津市一身田上津部田3060番地        構造規模等 敷地面積 38,884m<sup>2</sup>        構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部を除く)・3階建て        延床面積 11,705m<sup>2</sup></p>																																			
共通	<p>各施設の利用率 基準値から5年間で1ポイント以上増</p> <p>・総合文化センター来館者数（図書館を除く）        ・総合文化センター来館者満足度        ・総合文化センター貸施設利用率</p> <p>※上記目標数値については、直近5年間（26～30年度）の目標数値・実績値をふまえて設定します。        (参考) 前期目標数値（27～31年度）        来館者数：毎年度 71万人        来館者満足度：毎年度 88%        貸施設利用率：毎年度 79%</p>																																						
成果目標 各施設		<p>・美術館貸施設利用率</p> <p>※上記目標数値については、直近5年間（26～30年度）の実績値をふまえて設定します。        (参考) 直近5年間における実績の平均値 73%</p>																																					
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額（消費税および地方消費税を含む）	<p>(指定管理期間)        2020（平成32）年度から2024（平成36）年度まで</p> <table> <thead> <tr> <th>(全体)</th> <th>(総合文化センター)</th> <th>(図書館)</th> <th>(美術館)</th> <th>(総合博物館)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,821,198千円</td> <td>4,164,895千円</td> <td>380,090千円</td> <td>691,165千円</td> <td>585,048千円</td> </tr> <tr> <td>32年度 1,144,459千円</td> <td>32年度 813,118千円</td> <td>32年度 76,018千円</td> <td>32年度 138,443千円</td> <td>32年度 116,880千円</td> </tr> <tr> <td>33年度 1,168,822千円</td> <td>33年度 837,507千円</td> <td>33年度 76,018千円</td> <td>33年度 138,093千円</td> <td>33年度 117,204千円</td> </tr> <tr> <td>34年度 1,168,857千円</td> <td>34年度 837,866千円</td> <td>34年度 76,018千円</td> <td>34年度 138,093千円</td> <td>34年度 116,880千円</td> </tr> <tr> <td>35年度 1,169,373千円</td> <td>35年度 838,032千円</td> <td>35年度 76,018千円</td> <td>35年度 138,443千円</td> <td>35年度 116,880千円</td> </tr> <tr> <td>36年度 1,169,687千円</td> <td>36年度 838,372千円</td> <td>36年度 76,018千円</td> <td>36年度 138,093千円</td> <td>36年度 117,204千円</td> </tr> </tbody> </table>				(全体)	(総合文化センター)	(図書館)	(美術館)	(総合博物館)	5,821,198千円	4,164,895千円	380,090千円	691,165千円	585,048千円	32年度 1,144,459千円	32年度 813,118千円	32年度 76,018千円	32年度 138,443千円	32年度 116,880千円	33年度 1,168,822千円	33年度 837,507千円	33年度 76,018千円	33年度 138,093千円	33年度 117,204千円	34年度 1,168,857千円	34年度 837,866千円	34年度 76,018千円	34年度 138,093千円	34年度 116,880千円	35年度 1,169,373千円	35年度 838,032千円	35年度 76,018千円	35年度 138,443千円	35年度 116,880千円	36年度 1,169,687千円	36年度 838,372千円	36年度 76,018千円	36年度 138,093千円	36年度 117,204千円
(全体)	(総合文化センター)	(図書館)	(美術館)	(総合博物館)																																			
5,821,198千円	4,164,895千円	380,090千円	691,165千円	585,048千円																																			
32年度 1,144,459千円	32年度 813,118千円	32年度 76,018千円	32年度 138,443千円	32年度 116,880千円																																			
33年度 1,168,822千円	33年度 837,507千円	33年度 76,018千円	33年度 138,093千円	33年度 117,204千円																																			
34年度 1,168,857千円	34年度 837,866千円	34年度 76,018千円	34年度 138,093千円	34年度 116,880千円																																			
35年度 1,169,373千円	35年度 838,032千円	35年度 76,018千円	35年度 138,443千円	35年度 116,880千円																																			
36年度 1,169,687千円	36年度 838,372千円	36年度 76,018千円	36年度 138,093千円	36年度 117,204千円																																			

(議案補充説明)

- 2 議案第 45 号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案について
- 3 議案第 47 号 三重県人権センター条例の一部を改正する条例案について
- 4 議案第 48 号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案について
- 5 議案第 66 号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案について

1 改正の経緯

議案第 45 号、47 号、48 号および 66 号については、消費税法等の一部改正に鑑み、環境生活部関係の施設等の利用に係る料金の額を改定するものです。

2 改正の概要

(1) 施設等の利用に係る料金の額の改定

消費税法等の改正により、平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 8 % から 10 % に引き上げられるため、同様に各施設等の利用に係る料金の額を改定します。

(2) 環境生活部所管施設 4 施設

- ・三重県環境学習情報センター（施行日：平成 31 年 10 月 1 日（一部公布の日））
- ・三重県人権センター（施行日：平成 31 年 10 月 1 日）
- ・みえ県民交流センター（施行日：平成 31 年 10 月 1 日（一部公布の日））
- ・三重県総合文化センター（施行日：平成 31 年 10 月 1 日（一部公布の日））

<参考>教育委員会所管施設 3 施設

- ・三重県総合博物館
- ・斎宮歴史博物館
- ・三重県立美術館

予算決算常任委員会分科会資料（三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表）

○三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表第一（第十二条、第十九条関係）

改  
正  
案

別表第一（第十二条、第十九条関係）

現  
行

区		分		午前九時から午後五時まで		午前九時から午後六時まで		午前九時から午後九時まで		午前九時から午後六時まで		午前九時から午後六時まで	
				金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)	
研修室	は宣伝を目的とする催物の三分の二を使用	全部使	三分の二を使用	三分の二を使用	全部使	三分の二を使用	全部使	三分の二を使用	全部使	三分の二を使用	全部使	三分の二を使用	全部使
習室	その他の場合	一使用	三分の三の二を使用	三分の三の二を使用	全部使	三分の三の二を使用	全部使	三分の三の二を使用	全部使	三分の三の二を使用	全部使	三分の三の二を使用	全部使
分析実習室	目的とする催物の場合は、その他の場合	一使用	三分の三分の二を使用	三分の三分の二を使用	全部使	三分の三分の二を使用	全部使	三分の三分の二を使用	全部使	三分の三分の二を使用	全部使	三分の三分の二を使用	全部使
	その他の場合	二、九八〇	五、九七〇	一、五三〇	四、五五〇	三、〇三〇	六、〇七〇	三、〇三〇	九、一九〇	一〇、一九三〇	九、一九三〇	一〇、一九三〇	九、一九三〇
	その他の場合	三、五八〇	六、〇六〇	一、八四〇	五、四六〇	三、六四〇	七、二九〇	三、六四〇	九、一九〇	一〇、一九三〇	九、一九三〇	一〇、一九三〇	九、一九三〇
	その他の場合	三、五八〇	六、〇六〇	一、八四〇	五、四六〇	三、六四〇	七、二九〇	三、六四〇	九、一九〇	一〇、一九三〇	九、一九三〇	一〇、一九三〇	九、一九三〇

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から

午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となつている

利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となつていてる利用時間を超えて利用す

る場合の金額は、超過時間一時間（一時間未満のときは、一時間とする。）当たり直前（直

前がない場合にあつては直後）の単位となつてゐる利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 センターの附属設備及び備品 一点又は二式につき 二、〇九〇円

区		分		午前九時から午後五時まで		午前九時から午後六時まで		午前九時から午後九時まで		午前九時から午後六時まで		午前九時から午後六時まで	
				金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)		金額(円)	
研修室	は宣伝を目的とする催物の三分の二を使用	全部使	三分の二を使用	三分の二を使用	全部使								
習室	その他の場合	一使用	三分の三分の二を使用	三分の三分の二を使用	全部使								
分析実習室	目的とする催物の場合は、その他の場合	一使用	三分の三分の二を使用	三分の三分の二を使用	全部使								
	その他の場合	二、九三〇	五、八六〇	一、四八〇	四、四七〇	二、九七〇	六、〇七〇	二、九八〇	六、〇七〇	五、九七〇	七、一五〇	一〇、一七三〇	一〇、一七三〇
	その他の場合	一〇	三、五一〇	一、七八〇	五、三七〇	三、五六〇	六、〇七〇	三、五六〇	五、三七〇	三、五七〇	五、〇五〇	七、一七三〇	七、一七三〇
	その他の場合	一〇	三、五一〇	一、七八〇	五、三七〇	三、五六〇	六、〇七〇	三、五六〇	五、三七〇	三、五七〇	五、〇五〇	七、一七三〇	七、一七三〇

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から

午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となつている

利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となつていてる利用時間を超えて利用す

る場合の金額は、超過時間一時間（一時間未満のときは、一時間とする。）当たり直前（直

前がない場合にあつては直後）の単位となつてゐる利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 センターの附属設備及び備品 一点又は二式につき 二、〇五〇円

予算決算常任委員会分科会資料（三重県人権センター条例の一部を改正する条例案）

○三重県人権センター条例の一部を改正する条例案

別表（第七条関係）

改正案

日 び 日 日 土 休 及 曜 、 曜		平 日												区 分	使 用 料 (円)
が 料 の 千 円	び 場 合 及 し な い を 徵 収 入 場 料	の 場 合	五 千 一 円 以 下 の 入 場 料	三 千 一 円 以 上 の 入 場 料	合 下 の 場	千 円 以 上 三 千 一 円 の 領 が 入 場 料	場 合	が 千 円 以 下 の 料 の 領 が 入 場 料	び 入 場 料 の 領 が 入 場 料	場 合 及 し な い を 徵 収 入 場 料	入 場 料	入 場 料			
そ の 他	と き 催 物 を 目 的 す る の 額 が	と き 催 物 の 額 が	と き 催 物 を 目 的 す る の 額 が	と き 催 物 の 額 が	の と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	
四、九〇	七、四六〇	一一、八〇	一〇、七〇	一〇、六〇	六、四〇〇	八、五三〇	四、二六〇	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	午前九時まで	午前九時から正午	午後一時	
七、七九	一、四〇七	一一、一二〇	一〇、一〇	一六、六〇	九、六〇〇	一二、八〇	六、四〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇	五時まで	午後一時から午後	午後一時	

別表（第七条関係）

現 行

日 び 日 日 土 休 及 曜 、 曜		平 日												区 分	使 用 料 (円)
が 料 の 千 円	び 場 合 及 し な い を 徵 収 入 場 料	の 場 合	五 千 一 円 以 下 の 入 場 料	三 千 一 円 以 上 の 入 場 料	合 下 の 場	千 円 以 上 三 千 一 円 の 領 が 入 場 料	場 合	が 千 円 以 下 の 料 の 領 が 入 場 料	び 入 場 料 の 領 が 入 場 料	場 合 及 し な い を 徵 収 入 場 料	入 場 料	入 場 料			
そ の 他	と き 催 物 を 目 的 す る の 額 が	と き 催 物 の 額 が	と き 催 物 を 目 的 す る の 額 が	と き 催 物 の 額 が	の と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	と き そ の 他	
四、八一	七、三三〇	一一、七〇	八〇、七〇	一〇、四〇	六、二八〇	八、三八〇	四、一八〇	六、二八〇	六、二八〇	六、二八〇	六、二八〇	午前九時まで	午前九時から正午	午後一時	
七、六五	一、三〇五	一一、六〇	一八、八〇	二〇、七〇	九、四三〇	一二、五〇	六、二八〇	六、二八〇	九、四三〇	九、四三〇	九、四三〇	五時まで	午後一時から午後	午後一時	

備考 (略)	の場合 五千 一千 円の 以上が	入場料 の場合 五千 一千 円以下 の額が	入場料 の場合 三千 一千 円以上 の額が	合下の場		千円以 上三円 の額が	の入場 料が	場合 以下の のとき
				その他の とき	催物と は目的的 する宣傳又			
	一四、 四〇	一一、 八〇	七、 四六〇	九、 九三〇				〇
	二三、 八〇	一九、 三〇	一一、 四〇七	一五、 八〇五				〇

備考 (略)	の場合 五千 一千 円の 以上が	入場料 の場合 五千 一千 円以下 の額が	入場料 の場合 三千 一千 円以上 の額が	合下の場		千円以 上三円 の額が	の入場 料が	場合 以下の のとき
				その他の とき	催物と は目的的 する宣傳又			
	一四、 七〇	一一、 五〇一	七、 三三〇	九、 七五〇				〇
	二三、 六〇	一九、 八〇一	一一、 三〇五	一五、 八〇三				〇

## 予算決算常任委員会分科会資料（みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案）

## ○みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表（第十二条、第十九条関係）										別表（第十二条、第十九条関係）									
一 ミーティングルーム										一 ミーティングルーム									
備考 (略)		区		備考 (略)		区		備考 (略)		区		備考 (略)		区		備考 (略)		区	
利用する場合	その他に	合	用する場	催物に利	的とする	宣伝を目	営利又は	合	用する場	催物に利	的とする	宣伝を目	営利又は	合	用する場	催物に利	的とする	宣伝を目	営利又は
利用する場合	その他に	合	用する場	催物に利	的とする	宣伝を目	営利又は	合	用する場	催物に利	的とする	宣伝を目	営利又は	合	用する場	催物に利	的とする	宣伝を目	営利又は
つ き	一 時間に	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇
つ き	一 時間に	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇	つ き	一 時間に	五、二三〇
一、五七〇								三一〇					一、〇四〇						一、〇四〇

三 備考  
セントラル  
略

三 儒考

三 センターの附属設備

区 分	单 位	金 額 (円)
一 式 き	一 回 に つ	五 一一〇

区 分	单 位	金 額 (円)
一 式 き	一 回 に つ	五 一一〇

予算決算常任委員会分科会資料（三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案）

### ○三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表第三（第十一條、第十八條關係）

### 一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワ

一クショツブ及び樂屋

合下の場		千円以上		千円以下		の入		料場		の額		が千円以下		の額		を徴		し		入		区	
き 用 の と	き 催 物 の と	き 用 の と	き 催 物 の と	とき の とき	とき の とき	宣 伝 を 目 的 と す る	営 利 又 は 営 利 又 は 営 利 又 は	宣 伝 を 目 的 と す る	宣 伝 を 目 的 と す る	入 場 料	分	金 額 (円)											
七〇 六四、〇	五二〇 一〇二、	三二一、〇	五〇	四八、〇	一〇一、	四〇	七九六、一	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	正午前九時から午後一時まで	金額(円)	
〇〇 九六、一	七八〇 一五三、	四〇	八〇	八〇	七六、八	五〇	七一、七	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	午後五時から午後六時まで	金額(円)		
一四〇 一一八、	〇四〇 二〇五、	七〇	〇四〇 二〇五、	五〇	六四、〇	〇〇	七九六、一	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	七〇 一〇一、	午後五時から午後六時まで	金額(円)		

別表第三（第十一條、第十八條關係）

### 一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワ

クシヨツプ及び樂屋

日 平		区 分									
合 下 千 以 上 千 の 入 場 料		場合 が 以下 の 場 合 及 び 入 場 料 が 徵 収 し な い 入 場 料									
き 用 の と	き 用 の と	き 用 の と	き 用 の と	そ の 他 の と	の と き	の と き	の と き	の と き	の と き	の と き	の と き
六二、九〇〇	六五〇	一〇〇、	四〇	三一、四〇	五〇、三一〇	四七、一七〇	四七、一七〇	七〇	七五、四八〇	七五、四二二〇	正午前九時から午後一時まで
六〇	九四、三九〇	一五〇、	七〇	四七、一八〇	七五、四八〇	四〇	四〇	六〇	一五〇、	一五〇、	午後六時まで
八一〇	一二五、	二〇一、	〇〇	一六二、九〇〇	六五〇	九四、三九〇	九四、三九〇	九八〇	九八〇	九八〇	午後十時まで

大ホル

ル | ホ 大



ル 小 本												日 休											
曜日、日曜土曜日		平 日												合		合		日の額が宣伝を目的とする					
料の額		入場料を徴収しない場合		合		下の場		入場料の額が一千円以上五千円以下の場合		合		入場料の額が一千円以上の場合		合		入場料の額が三千円以上五千円以下の場合		合					
その他の	き	催物の額が五百円以上の場合は	その他の	合	一千円以下の場合	一千円以上五千円以下の場合	一千円以上の場	一千円以上の場	一千円以上の場	合	一千円以上の場	一千円以上の場	一千円以上の場	合	一千円以上の場	一千円以上の場	一千円以上の場	合	一千円以上の場	一千円以上の場	一千円以上の場	一千円以上の場	
八、九五	五〇	一三、四	四〇	二三、〇	一九、二	一一、五	一五、三	七、六七	一二、五	九〇	九六、一	八〇、〇	九〇	四〇	四八、〇	七三、〇	四〇	六四、〇	九七、三	七〇	六四、〇	九七、三	七〇
一四、〇	四〇	二二、一	九〇	三四、五	二〇	九〇	二二八、八	二二三、〇	四〇	二〇	九〇	一九六、一	一九〇	四〇	四〇	一九六、一	一九〇	一九二、一	一八〇	一九六、一	一九〇	一九六、一	一九〇
一九、二	二〇	二二八、八	一〇	三〇	一〇	三〇	三〇	三〇	四〇	六〇	四〇	二二八、四	二二二、〇	四〇	四〇	二二八、四	二二二、〇	二二八、四	二二〇	二二八、四	二二二、〇	二二八、四	二二〇

ル 小 日曜日、日曜日												日休日の額が宣伝を目的とする催物とのと											
曜料の額		入場料		入場料の額が五千円以下の場合		入場料の額が五千円以上の場合		入場料		入場料の額が五千円以下の場合		入場料の額が五千円以上の場合		入場料		入場料の額が三千円以下の場合		入場料の額が三千円以上の場合		入場料			
曜	料	入	場	合	入	場	合	入	場	合	入	場	合	入	場	合	入	場	合	入	場	合	
その他のき	その他のと	催物のと	宣伝を目的とする	営利又は宣伝を目的とする	入場料の額が三千円以下の場合	入場料の額が三千円以上の場合	入場料の額が五千円以下の場合	入場料の額が五千円以上の場合	入場料	入場料の額が三千円以下の場合	入場料の額が三千円以上の場合	入場料	入場料の額が五千円以下の場合	入場料の額が五千円以上の場合	入場料	入場料の額が三千円以下の場合	入場料の額が三千円以上の場合	入場料	入場料の額が五千円以下の場合	入場料の額が五千円以上の場合	入場料	入場料の額が五千円以下の場合	
八、七九	〇〇	一三、二		二〇	六〇	一八、八	一〇	一一、三	八〇	一五、〇	七、五三	一〇	一、三	九四、三	六〇	三四〇	四三〇	六〇	三〇	七〇	七〇	四七、一	〇〇
一三、八	五〇	二〇、七		六〇	九〇	二八、二	八〇	二一、六	二〇	二二、六	一、一	一〇	一、六、九	八〇	五二〇	四三〇	五二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一九、一四三、一八八、	一〇
一一八、八	九〇	二八、二		七〇	三〇	三七、七	二〇	三一、六	八〇	三〇、一	八〇	八〇	二、二、六	二〇	二六〇	七三〇	二六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	五七、一五七、一五七、	八一〇

室ルサ   ハリ二第 、日曜土		室ルサ   ハリ一第 日休び及日曜日		日休び及日 の額が千円と 場合																					
その他の場合	目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	目的とする催物	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合		
				合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き			合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き			合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き			合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き				
四、四七	八、九五	〇	三、八三	〇	七、六七		六、三九	〇	五、一二、八	〇	一〇、二	四〇	二六、九	〇	二二、四	〇	五〇	二三、四	〇	一七、九	三〇		〇		
七、〇四	九〇一四、〇	〇	五、七五	〇	一一、五		九、五九	〇	一九、二	〇	一五、三	六〇	三四二、二	八〇	三五、二	三〇	四〇	三一、一	八〇	二八、一	八〇		九〇		
九、五九	一〇一九、二	〇	七、六七	〇	一五、三		〇	一〇、二	四〇	一〇、五	〇	四五八、〇	六〇	二五七、六	四〇	二〇	一二八、八	三〇	三〇	二八、四	一〇		一〇		

室ルサ   ハリ二第 、日曜土		室ルサ   ハリ一第 日休び及日曜日		日休び及日 の額が千円と 場合																					
その他の場合	目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	目的とする催物	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合	その他の場合			目的とする催物	営利又は宣伝を する場合		
				合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き			合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き			合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き			合	千円以下 の場	千円以 上三催物のと き				
四、三九	八、七九	〇	三、七六	〇	七、五三		六、二七	七〇	五、一二、五	〇	一〇、〇一	六〇	二六、四	一〇	二二、〇	〇	〇〇	二三、二	〇〇	一七、六	一〇		〇		
六、九一	三〇一三、八	〇	五、六四	〇	一一、三		九、四二	六〇	一八、八	〇	一五、〇三	八〇	三四一、五	九〇	三四、五	一〇	九〇	五〇	九〇	二七、六	六〇		三〇		
九、四二	六〇一八、八	〇	七、五三	〇	一五、〇		七〇	四〇	二五、一	六〇	一〇、〇	三〇	五六、六	七〇	五六、六	一〇	九〇	九〇	九〇	三〇	三七、七	三〇		六〇	

備考																				
一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。																				
二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となつて利用時間の金額を合算した額とする。																				
備考																				
一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。																				
二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となつて利用時間の金額を合算した額とする。																				

三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。

三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつて利用時間超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

## 二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

第一 ギャラリー		日 平		区 分	金額(円)
使 用 の 一 分	使 用 全 部	合 催 物 の 場	宣 伝 を 目 的 と す る		
催物の場	目的とする	場合	その他の	午前九時から午後六時まで	正午ままで
二六、九〇〇	宣伝を目	三〇〇	一七、九〇〇	五三、八一〇	一〇〇
三四、九〇〇	的とする	四〇〇	二三、〇二〇	六九、一八〇	八〇〇
三四、九〇〇	營利又は	四〇〇	二三、〇二〇	六九、一八〇	八〇〇

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

## 二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

第一 ギャラリー		日 平		区 分	金額(円)
使 用 の 一 分	使 用 全 部	合 催 物 の 場	宣 伝 を 目 的 と す る		
催物の場	目的とする	場合	その他の	午前九時から午後六時まで	正午ままで
二六、四一〇	宣伝を目	〇〇〇	一七、六三〇	五一、八三〇	三〇〇
三三、九六〇	的とする	二〇〇	二二、六二〇	六七、九二〇	二〇〇
三三、九六〇	營利又は	二〇〇	二二、六二〇	六七、九二〇	二〇〇

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

## 二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

四 単位となつて利用時間超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

## 二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

ムルヨンブシレセ			第二ラリギヤ						日休び及日曜日、日曜土日平										
日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平								
催物の場合	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする								
催物の場合は宣伝	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする								
八四〇	七〇	三五、八四六、一四六、一	五〇	七一、七九二、二九二、二	一〇	一五、三一九、二一九、二	六〇	四六、一五七、六五七、六	一〇	一二、八一六、〇一六、〇	八〇	三八、四四八、〇四八、〇	一〇	二一、七二七、五二七、五	六五、三八二、六八二、六	五〇	八、九五一、五一一、五	〇	八、九五一一、五
四七〇	一〇	一〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九〇	九〇	一四、〇一四、〇	一〇	四一、一〇一四、〇	八〇	二七、五二七、五	五〇	一一、五	一一、五
四七〇	一〇	一〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九〇	九〇	一四、〇一四、〇	一〇	四一、一〇一四、〇	八〇	二七、五二七、五	五〇	一一、五	一一、五

ムルヨンブシレセ			第二ラリギヤ						日休び及日曜日、日曜土日平									
日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平	日休び及日曜日、日曜土	日平							
催物の場合	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする							
催物の場合は宣伝	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする	目的とする							
八三〇	一〇	三五、二四〇、四〇	七〇	一五、〇	八〇	四五、二五〇、五	七〇	一二、五二五、六	一〇	三七、七四七、一四七、一	八〇	三一、〇一三、八	七〇	二一、三二七、〇二七、〇	六〇	六四、一八一、一八一、一	〇	八、七九一一、三
四五〇	一〇九、	七〇	七〇	一八、八	六〇	一〇	一〇	一〇	一〇	七〇	七〇	一五、七	一〇	三〇	一〇	五〇	一〇	一一、三
四五〇	一〇九、	七〇	七〇	一八、八	六〇	一〇	一〇	一〇	一〇	七〇	七〇	一五、七	一〇	三〇	一〇	五〇	一〇	一一、三

区 分						金額(円)
で	正午ま	時から	午時	前後	午後	金額
時まで	午後五	時から	午時	後一	午後六	
時まで	午後九	時から	午時	前一	午後六	

の時間の金額は、それぞれ単位となつて利用時間の金額を合算した額とする。

備考		議室		中会		議室		大会		日曜日	
小会										休日	
その他の場合		その他の場合		目的とする催物		目的とする催物		目的とする催物		その他の場合	
の場合	の場合	の場所	の場所	の場所	の場所	の場所	の場所	の場所	の場所	の場所	の場所
二、八〇〇	〇	五、六二〇	〇	四、八六〇	〇	九、七二〇	〇	一五、三六〇	四〇	三〇、七三〇	四二、二八〇
三、〇五五	〇	六、一三〇	〇	五、七五〇	〇	一一、五一〇	二〇	一七、九一〇	七〇	三五、八三〇	五五、七三〇
三、〇五五	〇	六、一三〇	〇	五、七五〇	〇	一一、五一〇	二〇	一七、九一〇	七〇	三五、八三〇	五五、七三〇

区		
分		
午前九時から午後六時まで	午後九時から午後六時まで	金額(円)
午前九時から午後六時まで	午後九時から午後六時まで	金額(円)
午前九時から午後六時まで	午後九時から午後六時まで	金額(円)

午前九時から午後五時まで 午前九時から  
午後九時まで又は午後一時から午後九時まで  
の時間の金額は、それぞれ単位となつてある  
利用時間の金額を合算した額とする。  
二 単位となつてある利用時間を超えて利用す  
る場合の金額は、超過時間三十分（三十分未  
満のときは、三十分とする。）当たり直前（直  
前がない場合にあつては直後）の単位となつ  
ている利用時間の三十分当たりの額（その額  
に十円未満の端数を生じたときは、その端数  
を切り捨てた額）とする。

小会 議室		中会 議室		大会 議室		日曜日、 休び日及	
その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合	
二、 ○	七五 ○	五、 ○	四、 ○	九、 ○	一五、 ○	三〇、 ○	四一、 一〇
三、 ○	〇〇 ○	六、 ○	五、 ○	一、 ○	一七、 ○	一三五、 一〇	五四、 二〇
三、 ○	〇〇 ○	六、 ○	五、 ○	一、 ○	一七、 ○	三五、 一〇	五四、 二〇

午前九時から午後五時まで 午前九時から  
午後九時まで又は午後一時から午後九時まで  
の時間の金額は、それぞれ単位となつてある  
利用時間の金額を合算した額とする。

を切り捨てた額)とする。

四 三重県男女共同参画センター

を切り捨てた額)とする

四  
三重県男女共同参画センター

日曜土												平日				区 分
し 徴 料 入 場 な な を を と す る	の 場 合	五 千 入 場 料 の 額 を は 宣 傳 の 目 的	五 千 円 以 下 の 場 合	三 千 入 場 料 の 額 を は 宣 傳 の 目 的	合 の 場 下 の と き そ の 他	以 千 円 上 円 三 以 一 が の を と 催 物 の 目 的	額 料 入 場 が の を 宣 傳 の 目 的	入 場 場 下 の と き そ の 他	徴 料 入 場 な な を を と す る	徴 料 入 場 な な を を と す る	徴 料 入 場 な な を を と す る					
〇〇	二三、二	二〇、六	六〇	一八、八	一一、三	一〇	一五、〇	七、五三	〇	一一、三	一〇	一一、三	で	正午前九時	金額(円)	
五〇	二〇、七	六〇、九	九〇	二八、二	一六、九	八〇	二三、六	一一、三	一〇	一六、九	八〇	一六、九	時まで	午後一時から午後二時		
五〇	二〇、七	六〇、九	九〇	二八、二	一六、九	八〇	二三、六	一一、三	一〇	一六、九	八〇	一六、九	時まで	午後二時から午後三時		

室B ナ セ ミ	室A ナ セ ミ	室 会 議	特 別	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日		
その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	入場料の額が 五千円以上 の場合	入場料の額が 三千円以上の 場合	合 の 場 下 の と き	上 千 円 三 以 一 と き	千 額 料 入 場 の は 宣 利 又 は 宣 伝 の 時 間	入 場 料 の 額 が 五千円以下 の場合	合 の 場 下 の と き	上 千 円 三 以 一 と き	千 額 料 入 場 の は 宣 利 又 は 宣 伝 の 時 間	
二、五四〇	五、一二〇	五、五〇	一、〇	五、六二〇	一、一、二	二、六、九〇	二、一、四	一七、九〇	一、三、四〇	五〇	二、一、一	二八、一〇	八、九五〇
二、九三〇	五、八七〇	六、五一〇	一、一、〇	九、一六、九〇	一、三、八	四、二、二〇	三五、二〇	八〇	三〇	四〇	二、一、一	二八、一〇	九〇一四、〇
二、九三〇	五、八七〇	六、五一〇	一、一、〇	九、一六、九〇	一、三、八	四、二、二〇	三五、二〇	八〇	三〇	四〇	二、一、一	二八、一〇	九〇一四、〇

室B ナ セ ミ	室A ナ セ ミ	室 会 議	特 別	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日	日 休 び 及 日 曜 日		
その他の場合	その他の場合	その他の場合	その他の場合	入場料の額が 五千円以上 の場合	入場料の額が 三千円以上の 場合	合 の 場 下 の と き	上 千 円 三 以 一 と き	千 額 料 入 場 の は 宣 利 又 は 宣 伝 の 時 間	入 場 料 の 額 が 五千円以下 の場合	合 の 場 下 の と き	上 千 円 三 以 一 と き	千 額 料 入 場 の は 宣 利 又 は 宣 伝 の 時 間	
二、五〇〇	五、〇一〇	五、四〇	一、〇	五、五二〇	一、一、〇	二、六、四〇	二、一、〇	一七、六〇	一、三、二〇	〇〇	一、一、〇	一七、六〇	八、七九〇
二、八八〇	五、七七〇	六、三九〇	一、一、〇	九、一六、七八〇	一、三、五	四、一、五〇	三四、五〇	九〇	九〇	五〇	一、一、〇	二七、六〇	三〇一三、八
二、八八〇	五、七七〇	六、三九〇	一、一、〇	九、一六、七八〇	一、三、五	四、一、五〇	三四、五〇	九〇	九〇	五〇	一、一、〇	二七、六〇	三〇一三、八

茶室	和室		生活工房												セミナーの場合
目的とする催物の場合	目的とする催物の場合	目的とする催物の場合	三分の一			三分の二			全部使用			セミナーの場合	セミナーの場合	セミナーの場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合
営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合	使用	催物の	を目的とする	は宣伝	営利又	の場所	催物の	を目的とする	は宣伝	営利又	の場所	セミナーの場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合
五〇六、一六、一九、二一九、二	〇一六、二、三四〇	〇一九、二、五四〇	四、二九〇	二、二九〇	四、五九〇	四、五九〇	四、五九〇	四、五九〇	九、一〇〇	六、七八〇	一三、五七〇	一、〇六〇	五、五〇〇	一一、〇一〇	一一、〇一〇
一〇一九、二	〇一九、二、五四〇	〇一五、一〇一	五、一〇一〇	二、六八〇	五、三七〇	五、三七〇	五、三七〇	五、三七〇	一〇、七〇	八〇、七〇	一五、六一〇	一、一二〇	六、五一〇	五〇	五〇
一〇一九、二	〇一九、二、五四〇	〇一五、一〇一	五、一〇一〇	二、六八〇	五、三七〇	五、三七〇	五、三七〇	五、三七〇	一〇、七〇	八〇、七〇	一五、六一〇	一、一二〇	六、五一〇	五〇	五〇

茶室	和室		生活工房												セミナーの場合
目的とする催物の場合	目的とする催物の場合	目的とする催物の場合	三分の一			三分の二			全部使用			セミナーの場合	セミナーの場合	セミナーの場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合
営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合	使用	催物の	を目的とする	は宣伝	営利又	の場所	催物の	を目的とする	は宣伝	営利又	の場所	セミナーの場合	営利又は宣伝を目的とする催物を他の場合
五〇六、三一八、八	〇一二、二六〇	〇一五、〇一五〇	四、二六〇	二、二五〇	四、五一〇	四、五一〇	四、五一〇	四、五一〇	九、〇四〇	六、六六〇	一三、三一〇	一、〇四〇	五、四〇〇	一〇、八〇	一〇、八〇
六〇一八、八	〇一五、〇一五〇	〇一五、〇一五〇	五、一〇一〇	二、六三〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	一〇、五〇	六六〇	一五、三一〇	一、一〇〇	六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
六〇一八、八	〇一五、〇一五〇	〇一五、〇一五〇	五、一〇一〇	二、六三〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	五、二七〇	一〇、五〇	六六〇	一五、三一〇	一、一〇〇	六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

フィットネスの場所	その他の場合
五、八七六、六六六、六六六	八、三一九、五九九、五九九
○	○
二、九三三、三三三、三三三	○
○	○
二、九三三、三三三、三三三	○
○	○

備考

一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となつて利用時間の金額を合算した額とする。

三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつていて利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき四〇、三三〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき四〇、三三〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

フィットネスの場所	その他の場合
五、七七六、五四六、五四四	八、一六九、四二九、四二九
○	○
二、八八三、二七三、二七三	○
○	○
二、八八三、二七三、二七三	○
○	○

備考

一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となつて利用時間の金額を合算した額とする。

三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつていて利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式  
につき 四七、一四〇円

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式  
につき 四六、二八〇円

(議案補充説明)

6 議案第79号 平成30年度三重県一般会計補正予算(第4号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,126,222	▲ 68,494	4,057,728
4 衛生費	6 環境保全費	5,137,183	▲ 129,396	5,007,787
10 教育費	8 私学振興費	6,961,739	▲ 154,891	6,806,848
合 計		16,225,144	▲ 352,781	15,872,363

別表 1

平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）  
主要項目（環境生活部関係）

※補正予算総額 ▲352,781千円

(単位：千円)

款	項	目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	補正の概要
総務費	生活文化費	人権施策推進費	隣保館整備費補助金	33,750	▲ 15,900	17,850	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
		消費生活事業費	消費者行政推進事業費	47,883	▲ 13,309	34,574	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
衛生費	環境保全費	環境総務費	環境保全基金積立金	451,917	74,694	526,611	産業廃棄物税の税収見込み増等による増額
		廃棄物対策費	P C B 廃棄物適正管理推進事業費	60,095	▲ 12,469	47,626	業務委託の入札差金等による減額
			環境修復事業費	1,708,346	▲ 50,970	1,657,376	行政代執行の各事案の執行見込み減による減額
教育費	私学振興費	環境指導費	大気テレメータ維持管理費	159,275	▲ 48,637	110,638	大気汚染自動測定機器更新に係る入札差金等による減額
			生活基盤施設耐震化等補助金	627,907	▲ 40,562	587,345	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
			浄化槽設置促進事業補助金	152,652	▲ 26,865	125,787	市町に対する補助所要額の執行見込み減による減額
		私学振興費	私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,783,157	▲ 145,610	1,637,547	就学支援金の支給対象者見込み減等による減額

別表2

平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）  
繰越明許費（環境生活部関係）

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費			129,792
	6 環境保全費	環境修復事業費	122,112
		観測調査費	7,680

# 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告(環境生活部関係)

第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期間)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	(部局名:環境生活部)(単位:千円)			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等振興補助金	未定 (学校法人)	未定 (H31.6)	私立高等学校等における経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2	私学振興会退職基金事業補助金	公益社団法人三重県私学振興会 津市上浜町1丁目293-4	未定 (H32.2)	私立学校教職員への安定した退職金の支給に係る支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の退職金事業への助成を行うことにより、その処遇の安定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校の職員の処遇安定化への支援は重要である。	同上	同上	同上	同上	同上
3	日本私立学校振興・共済事業団補助金	日本私立学校振興・共済事業団 東京都文京区湯島1丁目7-5	未定 (H32.3)	私立学校教職員の長期共済事業の安定した運営に係る支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の長期共済事業への助成を行うことにより、その処遇の安定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期) (H31.7)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	私立特別支援学校振興補助金	学校法人特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町330-5	未定(H31.7)	私立特別支援学校における経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
5	私立専修学校振興補助金	未定(学校法人)	未定(H31.6)	私立専修学校における経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町多気郡明和町馬之上945	18,938(H31.4)	斎宮跡体験学習施設の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。	(目的・理由) 斎宮歴史博物館と一体となり斎宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている斎宮跡体験学習施設で実施する斎宮跡の効果的、効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物館、斎宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(斎宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文化費	斎宮歴史博物館費	斎宮歴史博物館費

## 第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期限)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	浄化槽設置促進事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	13,708 (H32.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽設置促進事業実施要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費
8	同上	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目7-29	19,493 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
9	同上	志摩市 志摩市阿児町鵜方3098-22	18,184 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
10	生活基盤施設耐震化等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	93,700 (H32.3)	市町等が行う水道施設の耐震化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要があり、公共性がある。	同上	同上	同上	同上	水道指導監督費

## 第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期) (H32.3)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
11	生活基盤施設耐震化等補助金	津市 津市西丸之内23-1	217,667 (H32.3)	市町等が行う水道施設の耐震化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要があり、公共性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水道指導監督費
12	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	96,000 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
13	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	20,000 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	志摩市 志摩市阿児町鵜方3098-22	64,250 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	105,300 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	同上	紀北町 紀北町東長島769-1	13,500 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

## 第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定期) (H31.4)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目				
								款	項	目	事業名	
17	海岸漂着物等対策事業補助金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目1-1	21,671 (H31.4)	環境省の地域環境保全対策費補助金を財源として、市町等(一部事務組合を含む。)における海岸漂着物に係る問題を解決するための事業(海洋ごみの回収・処理に係る事業及び海洋ごみの発生抑制対策に係る事業)に必要な経費に対し、補助金を交付する。	(目的・理由) 海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進する。(根拠) 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 海岸漂着物により住民の生活や経済活動に支障が生じているが、発生源(原因者)を特定することができないため、海岸漂着物対策費について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水環境保全対策費	
18	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	10,773 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
35	19	隣保館整備費補助金	津市 津市西丸之内23-1	20,625 (H32.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
20	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	12,750 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期限)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	13,639 (H32.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
22	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,665 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
23	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	19,141 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
24	同上	津市 津市西丸之内23-1	73,490 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
25	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,441 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
26	同上	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目7-29	16,757 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
27	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	52,160 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期限)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
28	障保館運営費等 補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	14,701 (H32.3)	市町が設置している障保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する障保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(障保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
29	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	30,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得やすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物適正処理推進事業費

## 第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定期) (未定)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
30	ポストRDFに向けた施設整備等補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	42,000 (未定)	RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けた必要となる施設整備等に対して支援する。	(目的・理由) ポストRDFに向けて必要となる施設整備等を支援することにより、RDF製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム ごみ処理が滞ることなく、円滑に処理されることが重要であり、RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制へ円滑に移行できるよう、必要となる施設整備等に対して支援する必要がある。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	「ごみゼロ社会」実現推進事業費

## 第2-1号様式(条例第6条第4項関係)

## 交付決定実績調書(7,000万円以上、変更分)

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (16)	生活基盤施設耐震化等補助金 (H30年度予算)	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	市町等が行う水道施設の耐震化や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国の交付金を財源とした補助を行う。 国10/10負担である。	176,067	175,482	契約差金により補助対象額が減額となったため。	大気・水環境課	
2 (19)	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	同上	73,380	76,444	補助事業の実施に伴い事業に要する経費が増額となったため。	同上	

